

風致地区内の建築等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第64号

風致地区内の建築等の規制に関する条例を廃止する条例

風致地区内の建築等の規制に関する条例（昭和45年岩手県条例第19号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 盛岡市又は宮古市において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第363号）第14条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年政令第317号）で定める基準に従った条例が制定施行されるまでの間は、盛岡市又は宮古市に係る風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為の規制については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。